

堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物等に係る相談取扱要綱

3 北環環第 1119 号 令和 3 年 5 月 12 日区長決裁

4 北環環第 1061 号 令和 4 年 4 月 11 日区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物等（以下「いわゆるごみ屋敷」という。）に関し、その状況に起因して、近隣の安全・安心な生活環境を脅かしている事案に関する相談（以下単に「相談」という。）が区に寄せられた場合における基本的な対応について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 堆積物等 堆積若しくは散乱している物品（放置若しくは不法投棄された物品を含む。）又は繁茂した雑草若しくは樹木をいう。
- (2) 居住建築物等 建築物（共同住宅にあっては、それぞれの居住者が居住の用に供する各部分及び当該各部分の周辺の共用部分）又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (3) 堆積物等による管理不全な状態 居住建築物等において堆積物等が崩落し、流出し、若しくは飛散していること又は堆積物等からの悪臭若しくは害虫、ねずみその他これらに類する動物の発生等により、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼしている状態又は及ぼすおそれのある状態をいう。

(相談受付担当)

第3条 相談は、原則として生活環境部環境課（以下「担当課」という。）が受け付け、対応するものとする。ただし、担当課が相談の内容を聴き取った結果、当該内容がいわゆるごみ屋敷に関するものに該当せず、その解決に向けた対応を業務としている所管部署が存する場合は、担当課から当該業務所管部署に引き継ぐものとする。

(実地調査等)

第4条 担当課は、相談の内容に関連する業務の所管部署又は関連する情報を有する部署（以下「関係部署」という。）に情報を提供するとともに、必要に応じて関係部署と協力して実地調査を行うものとする。

(対応方針の検討等)

第5条 担当課及び関係部署は、前条の実地調査の結果に基づき、当該相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の対応方針を検討するとともに、居住者等に堆積物等の除去等の改善策を求めることの妥当性につき判断を行うものとする。

- 2 担当課又は関係部署は、居住者等に対して改善策を求めることが妥当であると判断した場合は、居住者等に口頭又は文書により改善策の実施を依頼するものとする。
- 3 担当課及び関係部署は、相談事案に緊急に対応する必要があると判断した場合は、生活環境部長及び関係部長に報告するとともに、連携して必要な措置をとるものとする。

(解決困難な相談事案に対する対応方針の検討等)

第6条 担当課又は関係部署が前条第2項の規定により改善策の実施を依頼した場合において、適当な期間を経ても、なお状況が改善されないときは、必要に応じていわゆるごみ屋敷に関する解決困難な相談事案に係る対策会議（以下「対策会議」という。）に改善案を提案し、判断を仰ぐものとする。

- 2 対策会議の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、区長は、相談事案に応じて、別表第2に掲げる職にある者を委員とすることができる。
- 3 対策会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、別表第1と別表第2の委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 4 対策会議に委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長は生活環境部長をもって充て、副委員長は福祉部長をもって充てる。
- 6 委員長は、対策会議において協議した相談事案の経過及び状況等を区長に報告するものとする。

(区長からの依頼等)

第7条 区長は、前条第6項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、居住者等に改善策の実施を文書により依頼するものとする。

- 2 居住者等が改善策を実施するまでの間の対応については、担当課が主体となって関係部署と検討し、実施するものとする。

(相談事案の記録)

第8条 担当課は、相談事案について記録するものとする。

(協力体制)

第9条 担当課及び関係部署は、相互に協力して課題解決に向けて対処するものとする。

(庁内連絡会議の設置)

第10条 相談事案に関する情報共有及び進捗管理のため、庁内連絡会議を設置する。

- 2 庁内連絡会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 庁内連絡会議に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は生活環境部長をもって充て、副委員長は福祉部長をもって充てる。
- 5 委員長は、原則として年1回、庁内連絡会議を招集する。
- 6 委員長は、相談事案に応じて必要があると認める場合、別表第1に掲げる職にある者以外の者に出席を求めることができる。

付 則（令和3年5月12日 3北環環第1119号）
この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

- 付 則（令和4年4月11日 4北環環第1061号）
- 1 この要綱は、令和4年4月11日から施行する。
 - 2 住居荒廃対策庁内検討会設置要綱（31北環環第3036号 令和2年1月16日 区長決裁）は、廃止する。

別表第1（第6条、第10条関係）

生活環境部長
福祉部長
生活環境部 環境課長
北区清掃事務所長
地域振興部 地域振興課長
危機管理室 生活安全担当課長

別表第2（第6条関係）

福祉部 地域福祉課長
福祉部 生活福祉課長
福祉部 高齢福祉課長
福祉部 障害福祉課長
健康部 生活衛生課長
まちづくり部 住宅課長
まちづくり部 建築課長
土木部 土木管理課長